

西町自主防災会会則（試行）

（設置）

第1条 西町町内会内に西町自主防災会（以下「本会」という。）を設置する。

（事務局の所在地）

第2条 本会の事務局を西町公民館に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害を防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）防災知識の普及及び啓発に関すること。
- （2）災害予防及び防災訓練の実施に関すること。
- （3）災害発生時における各種対処に関すること。
- （4）防災資機材等の管理に関すること。
- （5）行政及び関係機関との連携に関すること。
- （6）その他本会の目的を達成するために必要なこと。

（会員）

第5条 本会は、西町町内会（以下「町内会」という。）加入全世帯をもって構成する。

2 会員は、町内会における組に属し、組長を中心に防災活動に協力するものとする。

（特別会員）

第6条 消防団OB会有志、理事OB有志及びその他適任とされる会員を特別会員として選任する。ただし、75歳に達した会員は除くものとする。

2 特別会員は、防災に関する有用かつ専門的な知見を有する者として、防災活動における基幹の要員に充てるものとする。

（役員）

第7条 本会の役員は、以下のとおりとする。

役員	人数	町内会	職務内容	
			平常時	災害発生時・警戒時
会長	1名	区長	・本会を代表して会務を統括	
				・防災活動の指揮命令
副会長	1名	副区長	・会長の補佐、職務代行	
事務局	1名	防災担当理事	・会事務・防災活動の統括	・防災活動の統括
防災委員	5名	顧問及び特別会員から選任	・防災計画立案時の助言	・防災活動におけるリーダー要員
			・防災活動実施時の指導	
幹事	5名以上	理事から選任	・防災活動の実施	・防災活動におけるサブリーダー要員

注1 総務、会計、会計監査は、町内会役員と兼務とする。

注2 担当理事及び各組長により緊急連絡網を構成する。

注3 防災委員及び幹事に防災活動における役割を分担して担当させるものとする。

2 役員の任期は、町内会役員の任期と同じとする。ただし、防災委員は1年とし、再任することを妨げない。

3 役員の兼務はこれを妨げない。ただし、最小限とする。

(相談役)

第8条 本会に次の相談役を置く。

- (1) 市議会議員(西町区在住)
- (2) 消防団第3分団長及び同副分団長
- (3) 民生児童委員代表
- (4) 区長経験者(会長の依頼による。)

2 相談役は、会務執行上における助言及び必要とする支援を行うことができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、役員、相談役、特別会員及び全組長をもって構成する。

2 総会は、毎年1回招集する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に招集することができる。

3 総会は、次の事項について議決(承認)を行う。

- (1) 会則の改正に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 防災計画に関する事。
- (4) 役員の選任に関する事。
- (5) その他、会長が特に必要と認めた事

4 会長は、総会の付議事項に関して、審議を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、全役員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合、相談役及び特別会員を加えることができる。

2 役員会は、次の事項を審議する必要があるとき招集する。

- (1) 総会に付議すべき事。
- (2) 総会から委任をうけた事。
- (3) その他、会長が特に必要と認めた事

(関係各部署等との連携)

第12条 本会は、平素から次の関係各部署等との連携を密にして、事業の推進及び体制の強化を図るものとする。

- (1) 知立市市民協働部安心安全課及び知立市自主防災会連絡協議会
- (2) 衣浦東部広域連合消防局知立消防署及び愛知県警察安城警察署
- (3) 知立市消防団第3分団

(関係団体等との協力)

第13条 本会は、平素から次の団体等との協力関係の維持に努め、地域の防災・減災体制の充実強化を図るものとする。

- (1) 地域の主要事業所等
- (2) NPO・ボランティア関係団体等
- (3) その他、会長が必要と認めた関係団体等

(事業計画)

第14条 本会は、事業を適切に推進するため、年度ごとに事業計画を作成する。

2 事業計画は、次の事項を定める。

- (1) 年度の事業内容に関すること。
- (2) 防災計画の作成に関すること。
- (3) その他、特に必要と認めたこと

(防災計画)

第15条 本会は、防災及び減災活動を適切に実行するため、中期計画として、防災計画を作成する。計画は必要に応じて見直しを行うものとする。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災活動の体制
- (2) 平常時の活動
- (3) 災害発生時（警戒段階含む）の活動
- (4) その他、必要と認めた事項

(経費)

第16条 本会の運営に要する経費は、町内会自主防災費をもって充てる。ただし、災害等の発生による必要経費は、町内会災害積立金をもって充てる。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 本会則（試行）の試行期間は、令和8年4月4日から令和9年3月31日とする。
- 2 試行期間で生じた要改善事項は、本会則（案）に適切に反映させるものとする。